

松田町災害復旧工事損失補填助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害により住家及びその附帯施設（以下「家屋等」という。）に著しい被害を受けた町内の被災者を支援するため、土砂の撤去、斜面崩壊の応急措置（以下「復旧工事」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害 豪雨、洪水及び地震による土砂災害、斜面崩壊をいう。
- (2) 住家 土砂災害の発生時において、現に居住している建物をいう。
- (3) 附帯施設 住家敷地内にある非住家の施設をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「交付対象者」）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 土砂災害により被害を受けた家屋等の所有者、管理者
- (2) 復旧工事に要する経費を負担できる者
- (3) 復旧工事について、本要綱以外による助成交付決定を受けていない者
- (4) 町税等を滞納していない者
- (5) 松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第2号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

2 前項の規定により、同一の家屋等において、複数の交付対象者があるときは、助成金の交付は代表者1人に限るものとする。

(助成対象土地)

第4条 助成金の交付対象となる土地の現況地目は、宅地とする。

(助成対象災害基準)

第5条 助成金の交付対象となる災害基準は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)に規定する災害認定基準を満たす次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

(1) 被災家屋等最寄りの観測所の雨量が最大24時間雨量80mm以上若しくは時間雨量20mm以上の降雨を観測した場合

(2) 気象庁が発表する震度4以上の地震を観測した場合

(3) 被災家屋等最寄りの観測所の河川水位が氾濫注意水位以上を観測した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が認めた災害

(助成対象復旧工事)

第6条 助成金の交付対象となる復旧工事は、令和4年4月1日以降に実施した次の各号に掲げる家屋等の復旧工事とする。

(1) 土砂等の撤去(土砂が家屋等敷地内に流入している場合に限る。)

(2) 家屋等敷地内の斜面崩壊の応急措置

(3) 復旧工事に要する経費が1件5万円以上のもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める復旧工事

2 交付対象者は、前項に規定する復旧工事を建設事業者に依頼する、又は事業者から重機等を借り上げて実施するものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、前条に規定する復旧工事経費に2分の1を乗じて得た額とし、25万円を上限とする。ただし、算

出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、復旧工事着工前に松田町災害復旧工事損失補填助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、町長へ提出しなければならない。

- (1) 現場位置図
- (2) 復旧工事前の現場写真
- (3) 復旧工事の見積書
- (4) 境界確定図
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、松田町災害復旧工事損失補填助成金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により助成金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、申請者に条件を付することができる。

(助成金の請求)

第10条 前条に規定する助成金の決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、松田町災害復旧工事損失補填助成金請求書(第3号様式)により、第13条に規定する助成金の額の確定後、速やかに町長に助成金を請求するものとする。ただし、助成金交付決定額の一部を第13条に規定する助成金の額の確定前に請求することができる。

2 前項ただし書きにより請求できる金額は助成金交付決定額

の60%以内とする。ただし、町長が特に認めるものについては、この限りではない。

(計画の変更)

第11条 交付決定者は、当該決定通知を受けた後において、復旧工事の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、松田町災害復旧工事変更・中止・廃止承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて町長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、松田町災害復旧工事変更・中止・廃止承認通知書(第5号様式)によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 交付決定者は、復旧工事完了後、松田町災害復旧工事損失補填助成金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 復旧工事の領収書の写し

(2) 復旧工事完了後の写真

(助成金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び現地調査等を行い、交付決定の内容及び助成条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、松田町災害復旧工事損失補填助成金交付確定通知書(第7号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第14条 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、町長は、松田町災害復旧工事損失補填助成金交付決定取消通知及び助成金返還命令書(第8号様式)により、当該交付決定を取り消し、当該交付を受けた者から、既に交付

した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日より施行する。